

# 中原中学校運動部活動の在り方に関する方針

令和元年7月

## 【策定の趣旨】

佐賀県及びみやき町で「運動部活動の在り方に関する方針」が出されたことを受け、本校においても本校運動部活動に所属する生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するとともに、運動部活動が地域の実態と競技種目の特性に応じて最適に実施されることを目指すためにこの方針を策定する。また、各運動部活動においては次の事項を踏まえ計画的に運営を行うものとする。

- ・ 教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組となるよう努める。
- ・ 異年齢交流の中で、良好な人間関係の構築を図り、活動を通して自己肯定感を高めたりできるよう努める。
- ・ 学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養など「生きる力」を育むことを重視する。
- ・ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- ・ 生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担等、適切な運営体制を構築する。

なお、文化部活動についても、文化庁で「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」が策定されることとなっているが、当面、文化部活動の適性を踏まえつつ、本方針に準じた取扱いとする。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動の方針策定と公表

- ・ 校長は、毎年度、「中原中学校運動部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページ等で公表する。
- ・ 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等の計画概要）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、提出する。
- ・ 顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ・ 生徒及び教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、円滑に運動部活動を運営できる部活動数を設置するよう努める。必要に応じて教育委員会の指導・支援を仰ぐ。
- ・ 運動部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮した上で行う。
- ・ 設置する運動部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員の活用を含め、複数の顧問を配置するよう努める。

- ・指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、部活動指導員の配置が必要な場合は教育委員会に申請する。
- ・部活動指導員等を配置する場合には、「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、管理職と顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行う。
- ・部活動指導員は、適切な指導の方法、事故やハラスメントの防止、その他必要な内容について、教育委員会等が実施する研修等を受ける。
- ・毎月の活動計画及び活動実績により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないように調整する。

## 2 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 生徒が自ら考え、計画していく指導方法等を実践するなど、生徒の主体的な活動となるよう指導力の向上に努める。
- (2) スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、指導においては季節や気候の状況に十分配慮する。
- (3) 生徒の心身のバランスのとれた成長を図るため、各競技の特性を踏まえ、生徒の発達段階に応じて適切な休養を取りながら、効果的かつ合理的な活動を実施する。
- (4) 勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことに努める。

## 3 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日及び活動については、スポーツ医・科学的観点からの研究を踏まえ以下の基準とする。
  - ① 学期中の休養日（週当たり 2 日以上）
    - ・毎月：第 3 日曜日「県下一斎部活動休養日」。
    - ・平日：少なくとも 1 日を休養日とする。
    - ・週休日：土曜日、日曜日の少なくとも 1 日以上を休養日とする。
    - ・その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。3 日以上の連休や祝日がある場合も、週当たり 2 日以上の休養日と祝休日中の休養日を適切に設ける。
  - ② 長期休業等の休養日（週当たり 2 日以上）
    - ・学期中に準じた扱いを行う。ただし、平日の休養日を週休日に振替えることができるものとする。

なお、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。閉庁日である 8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日は原則として休養日とする。

③ 活動時間

- ・平 日：長くとも 2 時間程度
- ・休業日：長くとも 3 時間程度（学期中の週末含む）

④ 下校時刻

- ・活動時間に合わせ下校時刻を設定する。

下校時刻の設定は、日没時間を目安に生徒が安全に帰宅できる時間とする。

- (2) 月の活動上限の目安を 55 時間とする。上限の目安を大きく上回る計画である場合は、事前に校長に届け許可を得る。また学校行事や定期テスト前後など学校全体で部活動を行わない日を設ける。（期末テスト前 3 日、中間テスト前 2 日、など）

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下、取組の推進について保護者の理解と協力を促す。

#### 5 大会参加について

生徒に与える教育的意義、生徒及び運動部顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。活動計画の事前提出の際に管理職と確認する。

- (1) 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないよう考慮する。
- (2) 県大会規模の大会については年 4 回程度の参加を目安とする。

#### 6 大会参加時等の交通手段について

大会・試合等のために他校や他施設への移動が必要な場合、原則として生徒は自転車もしくは公共の交通機関を利用することとする。保護者運転の自家用車による移動を行う場合には、年度当初に各種保険に加入するなど、不測の事態に対応できるよう保護者との調整を図る。

※この方針は、令和元年 7 月現在のものであり、今後も必要に応じて改正する。